



Title	行政法理論における主観的権利の現代化：EU環境法における「個人の権利」とそのドイツ行政法に対する影響を手がかりとして [論文内容及び審査の要旨]
Author(s)	谷, 遼大
Citation	北海道大学. 博士(法学) 甲第14324号
Issue Date	2021-03-25
Doc URL	http://hdl.handle.net/2115/81614
Rights(URL)	https://creativecommons.org/licenses/by/4.0/
Type	theses (doctoral - abstract and summary of review)
Additional Information	There are other files related to this item in HUSCAP. Check the above URL.
File Information	Tani_Ryota_abstract.pdf (論文内容の要旨)



[Instructions for use](#)

学 位 論 文 題 名

行政法理論における主観的権利の現代化

——EU 環境法における「個人の権利」とそのドイツ行政法に対する影響を手がかりとして——

学 位 論 文 内 容 の 要 旨

本稿は、現代行政法における行政と市民の関係を再検討し、行政法秩序においていかなる役割が個人に期待されており、そして個人にどのような地位や権利が保障されるべきか、その新たな構成の可能性を探るものである。

第一部においては「EU 法」がテーマとされており、EU 環境法における個人の権利を題材とした研究が行われる。

第一章においては、1990 年代の EU 環境法における判例及び法務官意見を素材としながら、ヨーロッパ司法裁判所によって展開された「個人の権利」の構想の基礎が明らかにされる。それによれば、ドイツにおける公権の概念が個人の保護に向けられるものであるのに対し、EU における個人の権利の概念は個人の保護に向けられるとともに、EU 法の実効性を確保することにも向けられる（二重の機能）。個人に対して緩やかな基準によって権利を認めることによって、法の有効性を確保しようとする EU 法の構想が明らかにされている。しかしながら、ヨーロッパ司法裁判所の 1990 年代の判例は、「人間の健康の保護」という指令の目標を手がかりに個人の権利を導き出していた。そのため、個人の権利を認めるために生命、身体、あるいは財産に関連する利益が必要かどうか、そして権利を認める個人の範囲をどのように境界付けるのかといった点が明らかではないことが指摘される。

第二章においては、2000 年代以降の EU 環境法における判例が検討される。利益の性質に関する問題については、生命、身体、あるいは財産に関連する利益が全く問題となっていない自然遺産の保護に関するケースが取り上げられる。これらのケースにおいても当然に個人の権利が認められていることから、ヨーロッパ司法裁判所はその認定にあたって利益の性質を区別しておらず、純粋な環境保護に関する利益のみが問題となるケースにおいても、個人には権利が認められることが示唆されるとする。また、続いて EU 大気質法に関する判例が取り上げられ、ドイツ法においては認めがたい計画作成請求権なるものが個人に認められていることが指摘される。そのほか、オーフス条約に関する判例が取り上げられ、ヨーロッパ司法裁判所がオーフス条約 9 条 3 項を手がかりとして司法アクセスを拡大するための国内法解釈を義務付けていること、オーフス条約を EU 基本権憲章の解釈と結びつけることで、さらなる司法アクセスの拡大をもたらしていることが指摘されている。最終的に、ヨーロッパ司法裁判所が、単なる環境保護に関する利益であって

も個人の権利を認めていること、そしてその上で、具体的な利害関係者の範囲を境界付けるにあたっては事実上の利害関係の基準が用いられていることが指摘される。

第二部においては「ドイツ法」がテーマとされており、第一部で検討された EU 法との関係から、ドイツ行政法における公権や司法アクセスに関する学説の動向が分析される。

第三章においては、ドイツの「公権」の概念よりも EU 法の「個人の権利」の概念が広く認められていることから、これを国内法においてどのように実現するのかという問題について、行政裁判所法 42 条 2 項との関係から検討が行われている。それによると、ドイツの対応としては、①訴訟的解決策、②実体法的解決策、そして③立法論的解決策などといったアプローチが考えられるとする。それによると、①訴訟的解決策とは、EU 法上の個人の権利に対して行政裁判所法 42 条 2 項前段の例外規定を用いることによって、公権の概念や保護規範説との結びつきを遮断しようとする見解である。②実体法的解決策とは、行政裁判所法 42 条 2 項後段によって原告適格に必要となる「権利」侵害の可能性の主張につき、EU 法上の個人の権利を同条の「権利」として捉える見解である。③立法論的解決策とは、EU 法上の個人の権利の取り扱いに関する特別規定を創設したり、または行政裁判所法 42 条 2 項を削除することによって原告適格の要件を広げることで解決を図る見解である。その上で、どのようなアプローチを採用するかによってドイツ国内法の「公権」概念に及ぼす影響が異なることが指摘される。

第四章においては、EU 法の影響下で変容しつつあるドイツの行政裁判権の機能と限界について、公法学者 Klaus Ferdinand Gärditz らの学説を題材としながら、主に行政裁判権の正統化や団体訴訟論を切り口として、批判的な検討が行われる。ドイツにおいては EU 法の影響もあって公益的団体訴訟が一般的な手法としても広まりつつあるが、こうした傾向は行政裁判権の正統化の観点から望ましくないとの学説が紹介される。それによれば、行政裁判権の正統化の基礎となるのは個人の自己決定であり、個人の自由である。そして、公益的団体訴訟のような客観的な訴権はこのような個人の自由に基づくものではないことから、少なくとも団体訴訟が無秩序に広まっていく現状は好ましくないことが指摘される。また、そのほか、誰かに訴権を認めるということは他の誰かの基本権の侵害と結びつくことが指摘されるなど、訴権の創設に対して慎重となるべき理由が多くあることが紹介される。このような批判的な立場によれば、ドイツの行政訴訟の自由主義的な基礎構造を侵食から防ぐためには、団体訴訟の創設を抑制することが必要であるとされる。しかしながら、最終的に、こうした批判的な見解にあっても、いわゆる「執行の欠缺」といった構造上の問題を抱える環境法領域において環境団体訴訟を創設することは否定されていないことが指摘される。そこから、日本法においても環境団体訴訟の創設については法理論的な問題を生じえず、また、少なくとも環境法という特殊な領域においては、それを創設する必要性があることが指摘される。

第五章においては、EU 法の影響も踏まえた上で、新たなる「公権」概念の成立の可能性について検討が加えられる。題材とされるのは、Johannes Masing らによる「監視者的地位」による公権論の拡充という考え方である。この監視者的地位は、立法者によって法律を通じて創設される地位であり、また、そこから生じるのは私人に有益な権利ではなく、公共善に関する権利であるこ

とが指摘される。ただし、こうした構想は、伝統的な保護規範説の破棄を意味するものではなく、その補完ないし拡大にとどまるということが強調される。このような公共善に関する「公権」を観念することによって、個人の保護ではなく行政の統制を目的とするような権利、例えばドイツ連邦情報自由法 2 条 1 項による情報請求権などの法的な位置づけを明確化できるとされる。最後に、監視者的権利の構想に対する批判として第四章において検討された主張が当てはまるとし、両学説の対立点の検討が行われる。

終章においては、本稿の議論の整理と今後の課題が述べられる。特に、第四章と第五章で述べられた見解のいずれの立場に立つとしても、環境団体訴訟の導入は否定されるわけではないことが指摘される。